

介護保険制度における拘束や抑制の禁止について

介護老人保健施設（指定介護老人福祉施設）での身体拘束禁止規定より抜粋

介護老人保健施設（指定介護老人福祉施設）は、サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

≪ 緊急やむを得ない場合の対応 ≫

介護保険指定基準上、「当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には、身体拘束が認められているが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。

①切迫性

入所者本人または他の入所者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと（まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法を検討し、他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある）

③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること（本人の状態に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある）

商品に関する禁止事項と注意事項



口に入れる、振りまわす、肌をこする、圧力をかけるといった行為が見られる場合は直ちに使用を中止してください。



ひもやベルトをきつく締めすぎないようにご注意ください。



商品の加工・改造はおやめください。



磨耗・損傷が見られる場合は使用を中止してください。



長時間の使用はおやめください。血流が滞る原因になります。



医療従事者や現場監督者の指示に従い、正しくお使いください。

まもっ手

取扱説明書

この度はまもっ手製品をお買い上げいただき、誠にありがとうございます。こちらの取扱説明書には、注意事項やお手入れの方法などを記載しています。ご使用前に説明書を必ずお読みください。また、お読みになられた後も大切に保管してください。

この説明書では以下の商品について説明しています。



no.0651

まもっ手チェック



no.0653

まもっ手サラサラ



no.0655

まもっ手無地タック付



no.0656

まもっ手チェックタック付



no.0657

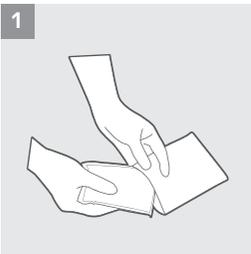
まもっ手ソフト



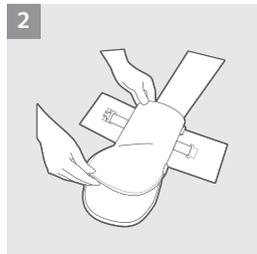
no.0658

まもっ茶手
ちゃって

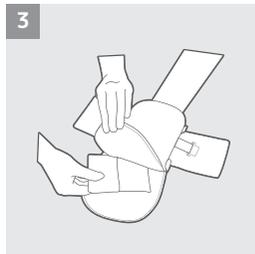
まもっ茶手の使い方



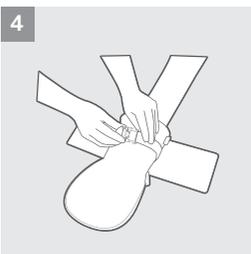
茶葉を袋に入れる



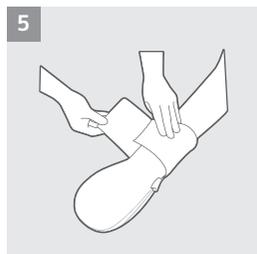
全開して親指と他の4本の指を分けて入れる



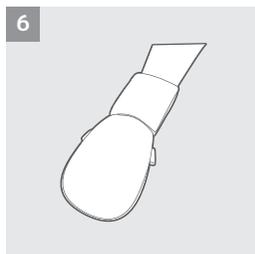
茶袋を入れ、ファスナーを閉じる



内ベルトをとめる

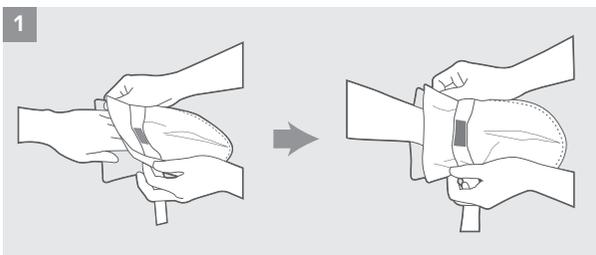


外ベルトを巻く

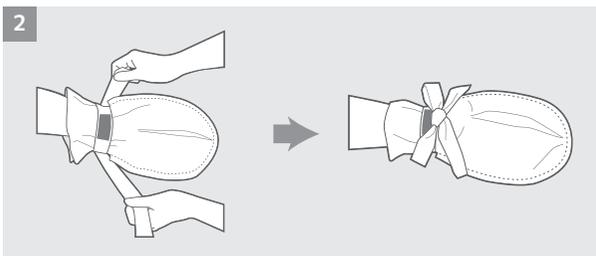


装着完了

まもっ手の使い方



まもっ手に手を入れる。
固定ひもが縫い付けてある面を
手の甲側となるようにする。



手から抜け落ちないように、
固定ひもを手首の位置で結び、
装着する。
※きつく結びすぎると血流
が滞る恐れがありますのでご
注意ください。

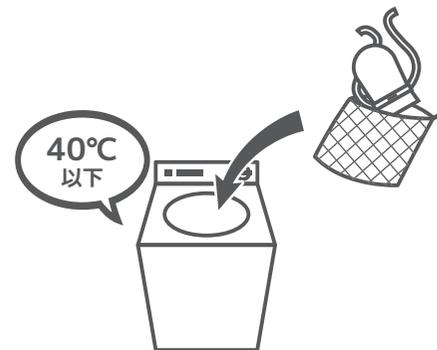
お手入れ方法と注意

洗濯表示



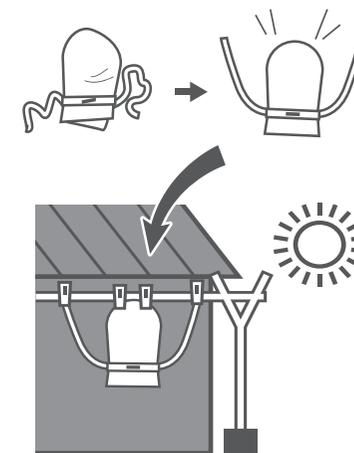
■本品の正しい洗い方

- 1 40℃以下の水温の洗濯機で、ネットに入れて洗ってください。



まもっ茶手の場合は、内ベルトと外ベルトを閉じ、お茶袋を取り出した状態で洗ってください。

- 2 形を整えてから陰干ししてください。



■本品を洗う際にしてはいけないこと

以下の行為は、商品の傷みが早くなったり、破損したりする恐れがあります。



塩素系漂白剤および
蛍光増白剤の使用



乾燥機の使用



ドライクリーニング



お茶袋の洗濯
※まもっ茶手のみ

取扱説明書や製品に関するご質問は下記までお問い合わせください。



株式会社 特殊衣料

〒063-0834 北海道札幌市西区発寒 14 条 14 丁目 2-40
TEL : 011-663-0761 FAX : 011-663-0955
<http://www.tomonico.jp/>